

令和3年8月から

介護保険制度が 変わります



問い合わせ

介護高齢課介護保険室 ☎ 53 - 2111 (内線 3411、3412)

記事 ID

0060073

介護サービスを利用する場合の自己負担額には、月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った自己負担の合計額が上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

また、所得の高い現役並み所得者に相当する人の負担の上限額が一部変更になります。(次ページ表2)

高額介護(予防)サービス費の現役並み所得者の上限額が変わります



施設サービスや短期入所サービスを利用する人の食費・部屋代は、本人による負担が原則ですが、住民税非課税世帯の人については、食費・部屋代の軽減を行っています。

令和3年8月から、軽減の認定のための収入要件および預貯金などの資産要件の基準が変わるため、軽減額が変わったり、該当にならなくなったりする場合があります。(表1)

負担限度額認定の要件および特定入所者介護(予防)サービス費(食費・居住費)の自己負担額が変わります

表1：特定入所者介護(予防)サービス
【令和3年7月までの金額】

負担段階	所得の状況		預貯金などの資産の状況	食費
1	生活保護を受給している人など		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	300円
	2	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の人		
3		前年の合計所得金額+年金収入が80万円以下		650円
		前年の合計所得金額+年金収入が80万円超		

【8月からの金額】※太枠内が変更箇所

負担段階	所得の状況		預貯金などの資産の状況	食費	
				施設サービス	短期入所サービス
1	生活保護を受給している人など		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	300円	300円
	2	世帯全員が住民税非課税 (別世帯の配偶者含む) 老齢福祉年金受給者の人			
3①		前年の合計所得金額+年金収入が80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	650円	1,000円
3②		前年の合計所得金額+年金収入が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,360円	1,300円

細分化

※第1段階から第3段階の居住費(滞在費)は変更ありません

※第2号被保険者の預貯金などの資産状況の要件はこれまでどおり単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です



表2：高額介護（予防）サービス費
【8月からの自己負担限度額】

区分	負担の上限額（月額）
現役並み所得者に相当する人がいる世帯	
課税所得690万円以上の人	140,100円（世帯）※変更
課税所得380万円以上、690万円未満の人	93,000円（世帯）※変更
課税所得380万円未満の人	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが住民税を課税されている人	44,400円（世帯）
世帯の全員が住民税を課税されていない人	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している人 ・前年の合計所得と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人など	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している人など	15,000円（個人）

認知症サポーター養成講座を受けていただいた企業・団体を対象に、認知症サポーターの存在をお知らせするステッカーやロバ隊長ぬいぐるみを交付します。

■認知症サポーターになるうー！
～認知症サポーター養成講座～
認知症という病気の理解や適切な対応を学ぶために、出前講座を実施しています。昨年度は、地域の茶の間、高校、金融機関、福祉施設など8カ所から要請を受け、259人が認知症への理解を深めました。今年度も随時受け付けていますので、ぜひお声かけください。

認知症は、誰もがなりうる脳の病気です。市の介護保険新規申請理由の第1位も、毎年「認知症」となっており、家族や地域などで、身近に感じている人も少なくないと思います。
地域の皆さんが認知症への理解を深め、温かく接していただくことで、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けることができます。認知症である・ないに関わらず、誰もが同じ社会の一員として地域を共につくっていくために、認知症サポーター養成講座と認知症カフェを開催しています。

問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53・2111（内線3433） 記事ID 0035493

認知症サポーター養成講座と認知症カフェ
住み慣れた地域で暮らし続けるために…

さい。
■みんなで語り合おう！
～認知症カフェ～
「認知症の母の話聞いてもらいたい」「近所に認知症の高齢夫婦がいるのだが…」「家にも誰も話をする人がないので、誰かと話したい」など、認知症の本人や家族はもちろん、認知症に関心のある人は誰でも参加することができます。
新型コロナウイルス感染症の影響で、現在は、7カ所あるうちの1カ所のみで開催ですが、感染症対策を行い、毎月1回開催しています。日頃のモヤモヤを一緒に語り合い、ホッと一息つきませんか？皆さんお気軽にご参加ください。

かたるんカフェ

- ▶ところ 生涯学習推進センター（マナボーター村上）2階会議室
- ▶とき 午後1時30分～3時30分
毎月おおむね第4水曜日
- ▶参加費 無料
- ▶内容 自由におしゃべり、日常の困りごとや相談、簡単な手作業、脳トレやミニ講座 など